

(電気通信番号政策委員会 犯罪利用対策WG)

# 当社における犯罪利用対策の現状について



2024年6月7日

NTTコミュニケーションズ

# 犯罪利用対策として当社が取組んでいる内容

区分	当社が取組んでいる主な内容（ <u>下線は当社独自の取組</u> ）
申し込み時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>登記情報の確認、与信調査の実施</li><li>犯収法の特定業務（電話受付代行業務及び電話転送サービス業務）に該当する場合、取引時確認等の義務事項の実施</li></ul> <p>⇒【参考1】</p>
契約時の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>番号使用計画の認定および使用条件の遵守</li><li>番号停止スキームにおける対応</li></ul>
卸事業者への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>卸事業者の番号使用計画の認定確認、番号使用条件遵守の同意締結を全件実施</li><li><u>犯収法の取引時確認等の義務事項を卸先において実施するよう説明・要請</u></li></ul> <p>⇒【参考2】</p>
運用対応	<ul style="list-style-type: none"><li><u>特約提供時等における提供条件の設定</u></li></ul>

## 犯罪利用対策における課題：

電気通信事業者としてはサービスが犯罪に利用される実態把握や事前の想定ができないことから、関係省庁と事業者間で有効なスキームを運用・展開することが課題と考えます。

# 【参考 1】 犯収法の取引時確認等の義務事項への対応

電話転送役務の提供にあたり、犯収法の特定業務（電話受付代行業務及び電話転送サービス業務）に該当する場合、関係法令・ガイドラインに準拠して義務事項へ対応する他、警察庁様が公表する「年次報告書」「犯罪収益移転危険度調査書」を参照し業務改善に取り組んでおります。

主な義務事項	当社の取組内容（ <u>下線は精度向上・運用効率化の工夫</u> ）
取引時確認	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b><u>取引形態（対面/非対面）に応じた確認方法を定め、ツールを用いた運用を実施</u></b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本人特定事項の確認（登記情報、転送不要郵便物の送付）</li><li>✓ 取引を行う目的の確認、職業/事業内容の申告</li><li>✓ 実質的支配者の本人特定事項の申告</li><li>✓ 取引担当者の本人確認、本取引の任に当たっていることの確認</li></ul></li></ul>
確認記録及び取引記録の作成・保存	<ul style="list-style-type: none"><li>• <b><u>確認記録及び取引記録はツールを用いて作成・保存を実施</u></b></li></ul>
疑わしい取引の届出	<ul style="list-style-type: none"><li>• 取引時確認の結果、取引の態様等を勘案し、疑わしい取引があれば届出を実施</li></ul>

# 【参考2】卸事業者への対応

「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」（令和3年12月8日）において電話転送機能を悪用した特殊詐欺等に対する制度運用の在り方が整理されたことを受けて、当社は積極的にサービス提供の改善に取り組んで参りました。

犯罪利用対策の方向性	当社の取組内容
番号制度運用の実効性確保	<ul style="list-style-type: none"><li>「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」（2022年1月28日～12月8日まで全11回）において電話番号・電話転送サービスの新たな提供ルールの策定へ積極的にご協力</li><li>新たな提供ルールの策定後は、全社一元的体制にて以下を実施<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 卸先事業者に対し、番号使用計画の認定が必要な旨を伝達</li><li>✓ 卸先事業者に対し、番号使用条件を遵守することを合意又は要請</li><li>✓ 当社サービスに関する不適正利用の疑いがある場合は総務省様へご相談</li></ul></li></ul>
電気通信番号制度への理解促進	<ul style="list-style-type: none"><li>電話番号・電話転送サービスの卸先事業者へ、番号使用計画の認定が必要な旨を伝達することに留まらず、番号制度概要・番号使用計画の作成手引きを個別に説明して制度運用周知にご協力</li><li>卸先として電話受付代行業及び電話転送サービス業に該当する提供形態である場合は、犯収法の取引時確認等の義務事項を卸先において実施するよう、個別に説明して要請</li></ul>
電気通信番号使用計画の認定事業者名の公表	<ul style="list-style-type: none"><li>電話番号・電話転送サービスの再販の際は、都度、最新版の認定事業者名リストを確認し、リスト掲載がない事業者に対しては認定が必要な旨を伝達</li></ul>